

表彰審査委員会 会議結果

- 1 日 時 平成 17 年 10 月 3 日 (月) 午後 13 時 00 分 ~ 午前 14 時 10 分
- 2 場 所 役場審議室
- 3 出席者 表彰審査委員会委員
中川町議会議長、西村同副議長、仲島同総務文教常任委員長
尾岸町長、植田助役、中澤教育長 6 人
総務課
佐藤総務課長、北向総務班主幹、上村主任 3 人 合計 9 人

4 会議の概要

会議開催にあたり、表彰審査委員会委員長の尾岸町長のあいさつの後、議案に従い各表彰の被表彰者の決定について、推薦のあった表彰候補者の審査を行った。

- 1 表彰条例施行規則等の運用方針の改正について
総務課長から改正理由・内容について別紙資料 1 により説明し、改正後の運用方針に基づいて審査することを報告。
 - 2 表彰式日程について
本年度の表彰式は 11 月 3 日 (木) 午前 10 時から社会教育総合センターで開催することで決定した。
 - 3 各表彰の被表彰者の決定について
自治功労表彰
本年度推薦のあった 2 人について、一人ずつを審査。
推薦のあった 2 名について、それぞれ基準の在職年数・年齢を満たしていることから自治功労表彰の被表彰者に決定。
社会貢献賞
本年度推薦のあった 5 人について、一人ずつを審査。
推薦のあった 1 名については、基準の在職年数・年齢を満たしていることから社会貢献賞の基準に合致するため被表彰者に決定。
推薦のあった 2 人については、それぞれ現職であり元職員であることから、保留し見送ることに決定。
推薦のあった 1 人については、基準の在職年数・年齢を満たしていることから社会貢献賞の基準に合致するため被表彰者に決定。
推薦のあった 1 人については、第 9 号の住民福祉の増進の功績ではなく第 3 号の 5、社会福祉の向上の功績の基準に合致することから社会貢献賞の被表彰者に決定。
-
- 3 善行表彰
本年度推薦のあった 1 団体・3 個人について、一件ずつを審査。
推薦のあった 1 団体・1 個人の善行を認め、善行表彰の被表彰者に決定。
企画財政課長から推薦のあった 1 名については、既に平成 16 年に社会貢献賞を受賞していることから善行表彰の重複表彰はしないことで決定。
推薦のあった 1 個人の表彰は平成 15 年に前例があることから、最終的に善行表彰ではなく、社会貢献賞に決定。

4 勤続表彰

本年度推薦のあった 17 人について審査。

推薦のあった 17 人とも表彰基準の在職年数以上であるため、勤続表彰の被表彰者に決定。

5 表彰基準の見直しについて

被表彰者の決定審査の過程で基準の見直しの意見が寄せられた次の点について来年の表彰審査委員会まで規則等を改正して報告するよう求められた。

・多額の金員を寄付について

700 万円以上の寄付については社会貢献賞とすること。

以上。